

大町市スポーツ協会専門委員会規程

(設置)

第1条 大町市スポーツ協会会則第27条の規程に基づき、大町市スポーツ協会専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(名称、役員構成及び調査審議事項)

第2条 委員会の名称、役員構成及び調査、審議事項は別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は理事の互選による。

3 委員長は委員会を代表し会務を統轄する。

4 副委員長は委員長を補佐し委員長事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し欠員が生じた場合、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し委員長が議長となる。

2 委員会の議決は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は昭和61年4月1日から施行する。

規程改正経過

昭和52年 4月 1日 制定

平成 4年 4月24日 一部改正

令和 5年 4月25日 一部改正

(別表)

名称	役員構成	調査・審議事項
総務財政委員会	委員長（理事1名） 副委員長（理事1名） 委員（若干名）	・スポーツ協会財政問題に関する事 ・事業報告、収支決算に関する事 ・事業計画、収支予算に関する事 ・スポーツ功労者表彰に関する事 ・諸規定の制定及び改廃に関する事
競技委員会	委員長（理事1名） 副委員長（理事1名） 委員（若干名）	・競技力向上に関する事 ・競技団体の育成強化に関する事 ・競技会、各種大会に関する事
指導普及委員会	委員長（理事1名） 副委員長（理事1名） 委員（若干名）	・指導者、審判員等、育成、強化に関する事 ・スポーツ少年団育成、指導に関する事 ・市民のスポーツの普及に関する事
広報委員会	委員会（理事1名） 副委員長（理事1名） 委員（若干名）	・スポーツの振興及び啓発に関する事 ・スポ協「おおまち」発行に関する事